

平成30年第3回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

平成30年4月27日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第36号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第4 議案第37号 錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
（同上）

日程第5 議案第38号 平成30年度錦江町総合交流センター建設工事請負契約の締結について
（同上）

日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について
（同上）

平成30年 第3回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 平成30年4月27日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	11番	右田 正	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	三 反 田 み ど り		
総務課長	新田 敏郎	住民生活課長	大寺 和久
政策企画課長	今熊 武朗	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	池之上 和隆	産業建設課長	久保 清隆
保健福祉課長	城下 香代子	農業委員会事務局長	窪 和人
住民税務課長	安田 憲次	教育課長	高崎 満広
会計課長	上園 ひとみ	財政管財係長	馬庭 司
建設課長	田中 弘朗	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	舞原 利博		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

平成30年 第3回 錦江町議会臨時会会議録

平成30年4月27日（金）午前10時00分
錦江町議会議場

（開 会・開 議）

水口議長 ただいまから、平成30年第3回錦江町議会臨時会を開会致します。
これから本日の会議を開きます。

（日 程 報 告）

水口議長 本日の日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番笹原君、9番小吉君を指名致します。

日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日の1日間に決定致しました。

日程第3 議案第36号

水口議長 日程第3、議案第36号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。本日は、臨時会を招集致しましたところ、全員のみなさんにご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、議案第36号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現行の報酬支給については、日額報酬は勤務した日、月額報酬の場合はその月において勤務した日の最後の日までにそれぞれ支給すると規定されておりますが、口座振り込みを利用して報酬を支払おうとした場合、月末開催の会議等の分は会計上の電算処理の関係で、月末までに口座振替で支払うことができないため、公金の安全管理上、口座振り込みを推進している観点から翌月であっても町長が指定する日に口座振替で支給が行なえるようにしたいため、今回当該条例を改正するものでございます。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第36号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第36号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号

水口議長

日程第4、議案第37号・錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第37号・錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

これまでは、お試しサテライトオフィス事業として、旧神川中学校校舎である地域活性化センター神川の2階部分及び1階部分の料金を徴収しておりませんでした。継続的なサテライトオフィス企業の進出を念頭に、新たにサテライトオフィス及びコワーキングスペースとして、部屋の名称を定め、使用料が徴収できるようにしたいため、今回当該条例を改正するものでございます。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

はい、7番川越君。

7番川越議員

2、3質問を致します。

今回エアコン付の研修室が削除をされている理由と、それからサテライトオフィス並びにコワーキングスペースの使用料の設定の基準について説明をお願い致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

未来づくり課長に答弁させます。

水口議長

はい、池之上課長。

池之上未来づくり課長

はい、質問のまずご1点目の、エアコン付の部分の削除でございますが、従来の設置条例にございましたエアコン付の部分は、今回別表2で付け加えましたサテライトオフィスとコワーキングスペースの分でございますので、その分を削除したものでございます。

2番目の使用料の設定につきましては、最近コワーキングスペースですとか、貸会議室というようなところが県内・県外多く設置されております。県内・県外の料金の設定状況を勘案しまして、やや平均より下位ではございますが、このような金額設定をしたところでございます。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、先日ちょっと見せていただいた経緯の中で、調理室等も使用料をとるようになっておりますけれども、ちょっと見た目がですね、非常にその、汚いとは言いませんが、もうちょっとこう、手を入れたほうがいいのかなどというような感じが致しました。

それともう1つは、隣の和室ですが、和室については設定はされてはおりませんけれども、畳の部屋である関係でちょっとかび臭いというような感じも致しました。もし、予算等設置ができるのであれば、やはりこの調理室部分とか和室部分もリフォームするなり、ちょっと手を加える形でお貸しするような状態がベストではないかというふうに考えますが、いかがですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。未来づくり課長に答弁させます。

水口議長

はい、未来づくり課長。

池之上未来づくり課長

はい、本地域活性化センターにつきましては、生涯学習センター、あの、教育委員会で設置をしております、その部分の料金体系を準用しております、今回提出致しましたサテライトとコワーキングスペースのみ、学習センターとは若干異なる設定となっております。

住民の皆さま方に広く使っていただいて、しかも減免の規定も、学習センターと同様に考えておりますので、そのような運用を図りたいと思っております。施設の改修につきましても、非常にありがたいご提案ではございますが、他の学習センターとの兼ね合いとか、予算の関係もございまして、そこは上司と考えながら検討していきたいと考えております。

水口議長

よろしいですか。

他に。はい、11番、右田君。

11番右田議員

2、3点お伺いいたします。コワーキングスペースの料金改正でございますけれども、今現在、企業で、ここに入りたいというような企業は何か所があるのか。それと、この施設を見て、訪問されて、問い合わせが何件かあったのか、2点ほど伺います。

水口議長	はい、木場町長。
木場町長	問い合わせ等やサテライトで利用したいという希望する業者はあるよう でございます。詳細については、未来づくり課長に答弁させます。
水口議長	はい、未来づくり課長。
池之上未来づく り課長	はい、今町長が答弁したとおりでございます。数件の問い合わせ、視察 等あってるところでございます。私どもとしましては、本町に適切な企業様 にですね、合致する企業様に是非、使っていただければなというところで対 応しております。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	数件、問い合わせがあるように承っておりますけれども、ほとんど町外の 業者の方なんですか。その辺の確率的にみて、この企業だったら来てくれる かなというような確信をもったような企業はあるのか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	問い合わせがある業者については、全部町外でございます。可能性うんぬ んについては、直接サテライトで体験してもらったり、面談をしていかないと、 何とも言えないというのが実状でございます。
11番右田議員	はい。
水口議長	よろしいですか。
11番右田議員	はい、了解。
水口議長	はい、他に質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第37号・錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第37号・錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5 議案第38号</p>
水口議長	<p>日程第5、議案第38号・平成30年度錦江町総合交流センター建設工事請負契約の締結についてを議題と致します。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p> <p>[木場町長、登壇]</p>
木場町長	<p>議案第38号・平成30年度錦江町総合交流センター建設工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>去る4月24日に事前審査型条件付き一般競争入札により執行致しました錦江町総合交流センター建設工事については、請負契約を締結したため、錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提案するものでございます。</p> <p>なお、今回は事業費規模が1億5千万円を超える大規模な建築工事となったため、錦江町特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、共同企業体による入札となりました。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。</p> <p>[木場町長、降壇]</p>
水口議長	<p>これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。</p>
2番浪瀬議員	<p>はい、2番。</p>
水口議長	<p>2番、浪瀬君。</p>
2番浪瀬議員	<p>本年度の予算に、建設監理委託料2510万円、だったですかね、組んで</p>

あるんですが、この監理委託業者が決まったのか、それと決まったのであればですね、金額を教えてくださいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

決定しております。詳細については、教育課長に説明させます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

はい、浪瀬議員のご質問にお答えします。

建設工事の監理業務につきましては、2160万円で、肝付町の寺石設計が落札しております。以上です。

2番浪瀬議員

はい2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。競争入札だったと思うんですが、何社こられて、最高を入れられたところはどこで金額はいくらだったか教えてください。

水口議長

はい、木場課長。

木場町長

総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

新田総務課長

はい、今回の指名につきましては、錦江町入札ガイドラインに基づきまして、鹿児島市内、それから大隅半島、15社を指名をしております。で、1番最低価格であったのが、今回の寺石設計でございまして、落札率としては、85%程度だったというふうに認識しております。以上です。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

よろしいですか。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。

1 1 番右田議員

1 1 番。

水口議長

1 1 番、右田君。

1 1 番右田議員

ちょっと順番が異なるかもしれませんが、4、5点お聞きしたいと思います。交流センターの契約締結では、ベンチャーを取られたわけですが、桑原・三共建設の共同施工方式であるのか、分担施工方式であるのか。と、工期が何日まで、みていらっしゃるのか。

それと今あのどこの建設業界でも人手不足というようなことが大変問題になっております。契約者には竣工期限が遅れた場合には、違約金をとることが明示されていると思いますけれども、その辺を、入札のこの工期内、工期外で遅れた場合は違約金を取られるのか。と工事発注に際し、地元雇用優先について今後この発注されることで、条件を付けていらっしゃるのか、付けていなかったのか。

次に、もろもろの資材調達について伺いますが、地元で調達する率は少ないと聞いております。木材業者をはじめ各種の業者が我々の納めた税金で建て、その利益は他管内の業者に流れていくといったことが、不満の声、他の工事にも大変あるように伺っております。

これから発注にあたり、資材調達はなるべく地元優先にすることを指導する考えがあるのか。

それと指名の問題ですけれども、この一般競争入札の場合に選定委員会が設置規定でありますけれども、委員長は、副町長が委員長というようなことで、まだあの副町長も就任されて1ヶ月が過ぎておりませんが、その、この規定通りに委員会設置規定通りに副町長が委員長をされたのか、それとも総務課長が職務を代理されたのか。

あとはちょっと入札予定価格の問題ですけれども、大体100%に近いような数字で落札されておりますけれども、その辺の、他の業者が何名でその、今度10億4千万の契約をされたのか。

それと町長、本町は5千万以上の契約の場合は議会の議決がおりますけれども、5千万円以下の工事が、大体年間、30年度でどれくらいされているのか、分かればお示しを願います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

質問が6つ7つありますけれども、まず私で答えられる範囲をお答えします。資源の調達方法についてというご質問がございましたけれども、基本的には町内で調達するのが望ましいとは思いますが、基本的に特殊材料

うんぬんについてはもう指名を受けた業者さんに任せるしか方法はないのかなと思います。ですのでいろんな機会になるべく町内で調達してもらえようとはお願いしますが、その実情については請け負った会社判断してもらいしか方法はないかなというふうに考えております。

あとの項目については、総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

新田総務課長

それでは、右田議員のご質問にお答えします。

まず1番目の今回の方式が共同方式かそれとも分担方式かということですが、これは共同施工方式という形になります。それから工期につきましては、31年3月26日でございます。それと違約金につきましては、これは町の契約約款に基づいておりますように、事業者の瑕疵によるものであれば違約金を徴収することでございますので、この工事のみが特殊な契約をするということではございません。

ただし、工事の執行にあたりましては、今建設のラッシュ、建設工事が多うございますので、例えば特注、特別な資材がなかなか調達できないというような状況がございましたり、あとは天候に左右されて、コンクリート打ちが遅れるとか、そういったこともございますのでそういったのは全体的に業者に瑕疵があった場合は違約金を徴収すべきかというふうに認識しておりますが、そこは全体的なその施工状況を私どもは管理をしていく中で判断をしていきたいと思っております。

それから今回の共同企業体についての地元雇用優先についてという条件が入札の中であるかということですが、まず事業者さんにつきましては、今回は条件として錦江町及び鹿屋市に営業所、本所を有する事業者、そして県のA級、もしくは錦江町内のAからC級と組んでくださいという仕様を組んでおりますので、基本的には地元の、今回は事業者さんが落札されましたので、地元の雇用というのがそのまま継続していくのではないかなというふうに認識しております。

それから資材調達については、先ほど町長が申し上げましたので割愛させていただきます。それと6番目の資格審査官についてですが、本年4月1日から要綱を改正しております、資格審査会及び従前の指名委員会の委員長につきましては、私になっております。副委員長を支所長という形にしておりますので、今回の指名に、指名・資格審査等については副町長は入っていらっしゃいません。

それから、予定価格が、今回税抜きで9億8279万5千円という設定をしておりましたが、落札につきましては97.7%程度の落札価格が高かった状況ではございます。

入札につきましては、JV、共同企業体を組んだのは、申込みをされた事業者としては、桑原・三共特定建設工事、建設工事共同企業体1社でございました。

問い合わせがございましたけれども、結果として、1社の入札となった状況でございます。それから、5千万以下の工事について、今後地元の業者、資材調達も含めてですね、条件をつける予定があるかということですが、今まで通り条件付き一般競争入札にしておりますけれども、地方自治法の施行令の、に基づきまして、特定の住所要件という、所在地要件、というのを課しますので、従前の指名競争入札とほぼほぼ変わってはいかないと思います。したがって、従前で実施されていた事業者さんの資材調達であったり、雇用だったり、そういったものも今までどおり確保できていくのではないかと思います。ただし、500万を超えるものについては条件付き一般競争入札に切り替えておりますけれども、500万以下は、従前どおり指名競争入札で実施していく予定でございます。で、発注の件数につきましては、現在、町のホームページの方で、上期の発注予定一覧というのを公表しております。当然、条件競争、条件付き一般競争入札になりますと、いつごろにこういった工事ができるとか、というのが分かりませんので、当然事業者さん方も雇用の面、資金繰りの面、そういったことで迷われるということを判断しておりますので、もうすでに町のホームページで関連の、町の発注工事は予定工事も含めて公表をしておりますので、月1回の入札でご自分が落札されたいものがあればですね、それで落札されるものだろうというふうに思っております。以上です。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

総務課長、すみませんけれどももう1回お願い致します。

あの、工期の方が日数にして、何日になるのか。それと、その入札予定価格の97.7%、これがちょっと以上に高くはないのか、その辺を2点ほど、お伺いします。

水口議長

はい、総務課長。

新田総務課長

はい、まずあの工期の件についてですが、334日間でございます。それから、予定価格、落札価格が高いのではないかとご指摘でございますけれども、従前の落札の、これまでの指名競争入札等の落札率をみますと、大体95弱、ただし、ものによっては96、7というのもございました。したがって、今回はあの、杭を、受注発注でございましたりとか、かなり特殊な工事が入ってまいります。おまけに機械設備として、太陽光発電を

のせたりすることも、予定としておりますので、当然事業者さん方が積算をされた中で、見積もり、特殊、特注品等の見積もり結果として、なかなか資材単価が落ちないということが、想定されます。したがって、97.7という数字がなりましたけれども、これは私どもの方では、これはもうこれは結果であろうと、ただし、近隣も、それから県内外も含めてですね、共同企業体方式の入札状況を調べてみますと、かなりまだこれよりも高いものもございます。したがって、今回の入札に当たりですね、積算は適正にされたものとして、私どもは認識しているところでございます。以上です。

11番右田議員

はい、最後です。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

書状の資材調達についてお願いですけれども、なるべく地元の業者を優先して、使っていただくような指導を、この契約の時点で、総務課長の方からも、町長の方からもまた業者の方に、使っていただくように、お願いしまして、質問を終わります。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第38号・平成30年度錦江町総合交流センター建設工事請負契約の締結についてを採決致します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・平成30年度錦江町総

合交流センター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第2号

水口議長 日程第6、同意第2号・教育委員会委員の任命についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 同意第2号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

河口安海教育委員会委員としての任期満了に伴い、新たに迫重美氏を教育委員会の委員として、任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。今回の任期は平成30年4月29日から平成34年4月28日までの4年間となります。同意くださいますよう宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番浪瀬議員 2番。

水口議長 2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 はい。町長、今回河口委員の満了ということで、提案をされておりますけれども、私はあの若返りですね、チャンスだと思っておりました。まあ若い人を提案をされることを期待をしておりましたけれども、これをみますと、任期中にですね、70歳を超えるという年齢でございます。

今女性委員で濱田委員が保護者の代表ということでですね、頑張っているわけですが、私にしましたらですね、できたら今保護者でPTA活動やいろんな子育ての奮闘中の方ですね、入っていただいて、若い人の意見も聞いて参考にさせていただいて、いじめの問題とかもろもろあると思うので、そういう形でですね、若い人を出す、委員に願いまする考えはなかったのかまず、伺いたいと思います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 はい、確かに若い人ももちろん、対象に、検討は致しましたけれども、今おっしゃったように、濱田さんもまだ若い代表の一人でありますので、全体的なバランスを考えて、今回の提案が、最適かなと判断したところでございます。

水口議長 はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 全体的なバランスというのがですね、ちょっと私には理解ができないところでありますけれども、今世の中ではですよ、ITとか英語力とかいろいろあの、そういうのを身に付けさせる時期でもありますし、そういうふうに世の中は動いているんじゃないかなと思うんですが、やっぱり子どもたちの考え方、どういうふうに子どもたちがやっていけないのか、いきたいのか、どういうふうな錦江町になればいいのかと子どもたちの考え方を聞きながらですね、それを委員会等でもんでいただくようなことがですね、大事ではないかと思えます。この前、全協の中で教育委員会経験者ですので、と言われましたけれども、もうすでに、南園さんもおられますし、同じところからですね、出身者をするのではなくて一般の方からやはり、あの、一般の方に声をかけていただいでですね、もっと広いご立場のですね、町長が任命していただければありがたいと思っております。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 確かにおっしゃるとおり最近、教育機器もインターネットとか、いろいろながあります。ただあの教育委員そのものが直接そういう教育の現場に携わるわけではありませんので、あくまでも学校の運営、あるいはPTA、そういうのを教育的な見地から指導・助言するのが教育委員会の教育委員としての主な業務であろうというふうに考えております。

そういう意味では、当然若返りも必要だろうとは思いますが、ある程度経験を重視した形で教育、あるいは教育関係者への指導・助言ということも必要かなというふうに考えております。

2番浪瀬議員 はい。

水口議長 はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 三回目ですので。あの、学校教育それから社会教育、もろもろあって私が言ったのは学校教育の部分でありましたけれども、やはりもう保護者であ

る50代になればですね、いろんな経験を積んでおりますし、年配の70歳になろうという人よりもですね、私は若い方を、中堅の方を選んでいただきたかったという思いであります。

水口議長 回答どうですか。

2 番浪瀬議員 回答はいりません。

水口議長 はい、木場町長どうですか。回答はいりませんか。

2 番浪瀬議員 もういいです。

水口議長 はい、他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第2号・同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決致します。この採決は、記名投票で行ないます。議場の入り口、施錠はよろしいでしょうか。確認をお願いします。

[富尾議会事務局長、議場扉を閉扉、確認]

水口議長 ただいま、出席議員は11名でございます。

次に、立会人を致します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に厚ヶ瀬博文君、及び浪瀬君を指名致します。

水口議長 それでは、投票用紙を配ります。

[富尾議会事務局長、投票用紙を配布]

水口議長 念のため申し上げます。本件について、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名もあわせて記入をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配布漏れはございませんか、皆さん。

ありませんか。来ましたか。

配布漏れはないと認めます。

記入が終わったでしょうか。

よろしいですか。それでは、投票箱を点検致します。浪瀬君。はい、厚ヶ瀬君。

[1 番厚ヶ瀬議員・2 番浪瀬議員、投票箱を点検]

水口議長

異常なしと認めます。それでは1 番員から順番に、投票をお願い致します。

[1 番厚ヶ瀬議員、投票]

[2 番浪瀬議員、投票]

[3 番染川議員、投票]

[5 番池迫議員、投票]

[6 番池田議員、投票]

[7 番川越議員、投票]

[8 番笹原議員、投票]

[9 番小吉議員、投票]

[10 番中野議員、投票]

[11 番右田議員、投票]

[12 番馬込議員、投票]

水口議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票終わります。

ただ今より、開票を行ないます。1 番厚ヶ瀬君及び2 番浪瀬君開票の立会をお願い致します。

[1 番厚ヶ瀬議員、2 番浪瀬議員立会いの下、開票]

水口議長

開票の結果を報告致します。投票総数11 票、有効投票11 票、有効投票のうち、賛成6 票、反対5 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号・教育委員会委員の任命については、同意することに決定致しました。

入り口を、開いてください。

水口議長

[富尾議会事務局長、議場扉を開扉]

これで、本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。
平成30年度第3回錦江町議会臨時会を閉会致します。

散 会 10:43